

諮問番号 令和 5 年度諮問第 4 号

答申番号 令和 5 年度諮問第 4 号

答申書

第 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書の公開請求に対する公文書一部公開決定は、取り消すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯及び追加処分

- 1 審査請求人は、令和 4 年 6 月 29 日付けで、今帰仁村議会（以下「本件実施機関」という。）に対し、今帰仁村情報公開条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「本件情報公開条例」という。）6 条 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 20 日に開催された今帰仁村議会総務文教委員会（以下「本件委員会」という。）で話された全ての議事録の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件情報公開条例 9 条 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 28 日付け公文書一部公開決定通知書（令和 4 年今議第 158 号）の「請求のあった公文書の内容」欄に「令和 4 年 6 月 20 日、総務文教委員会で話されたすべての議事録」と記載し、同通知書の「公開することができない部分」欄に「委員会の休憩中に行われた説明会の部分」と記載し、同通知書の「公開することができない理由」欄に「条例第 7 条第 2 号に該当」及び「特定の個人を識別できる情報があること等を踏まえ、条例第 7 条第 2 号の文書に該当すると判断しました。」（以下、併せて「本件一部非公開理由」という。）と記載して、本件委員会の記録（A 4 用紙 1 枚のもので、以下「本件記録」という。）の全部を公開する公文書一部公開決定処分（以下「本件原処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件原処分を不服とし、令和 4 年 10 月 3 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 本件実施機関は、本件公開請求に対し、「開示漏れ」があったとして、本件情報公開条例 9 条 1 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 6 日付け公文書一部公開決定通知書（令和 5 年今議第 253 号）の「請求のあった公文書の内容」欄に「令和○年○月○日、総務文教委員会で話されたすべての議事録」と記載し、同通知書の「公開することができない部分」欄に「特定の個人が識別できる情報」と記載し、同通知書の「公開することができない理由」欄に「今帰仁村情報公開条例第 7 条第 2 号に該当」及び「特定の個人を識別できる情報があることから今帰仁村情報公開条例第 7 条第 2 号

に該当すると判断しました。」と記載して、令和〇年〇月〇日付けの「〇〇についての陳情書」と題する文書（以下「本件陳情書」という。）及び今帰仁村議会総務文教委員〇〇作成の「総務文教委員会に付託された「〇〇についての陳情」について」と題する文書（以下「本件委員作成文書」といい、本件陳情書と本件委員作成文書を併せて「本件追加開示文書」という。）をいずれも一部公開する公文書一部公開決定処分（以下「本件追加処分」といい、本件原処分と本件追加処分を併せて「本件処分」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件実施機関の本会議、常任委員会等は原則公開されており、傍聴者が既に全て知り得ている内容の一部を非公開とするのはおかしい。

本件処分により、審査請求人は、日本国憲法（昭和21年憲法）の基本的な人権として保障された知る権利を侵害されている。また、本件処分は、本件情報公開条例1条の目的や今帰仁村議会基本条例（平成30年条例第14号。以下「本件議会基本条例」という。）4条の規定に違反している。

- 2 本件一部非公開理由と「休憩中の発言は記載事項に該当しない」とする下記第4の1項の弁明の内容はかい離していて、本件原処分の理由が不明である。本件原処分は、正当な理由のない不当な決定である。

- 3 本件記録には「休憩中に関係者から説明を受け」と記載されているところ、この説明は、事前に本件実施機関の事務局（以下「議会事務局」という。）と調整した説明者5名が本会議場で行ったものである。当該説明者5名は本会議場で説明を行い、議長や今帰仁村議会総務文教委員会委員長（以下「本件委員長」という。）の制止を受けていないのであるから、今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号。以下「本件会議規則」という。）108条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）130条の各規定を踏まえると、この説明は、議長又は本件委員長の許可を得て行われたものであり、偶然居合わせた関係者が委員会の休憩中に説明を行ったものではないと言える。

また、当該説明者5名は、事前調整の上で議会に招集され、かつ、その説明内容が陳情書の採択に重大な影響を与えているため、今帰仁村議会委員会条例（昭和62年条例第8号。以下「本件議会委員会条例」という。）22条の公聴人又は同条例24条の2の参考人に当たること及び本件会議規則126条に該当しないことから、同規則124条5号及び13号により、当該説明者5名の職氏名及び議事の経過は会議録に記載されなければならない。

- 4 本件委員会は、公開で行われており、傍聴人を含む全ての人が説明者の

説明を聞いている。本件議会基本条例4条2項は委員会の原則公開を定めており、この説明に個人情報が含まれていても、本件情報公開条例7条2号ただし書アに該当するため、情報公開しなければならない。

この説明に個人情報が含まれるのであれば、本件議会委員会条例16条の規定により秘密会にすることも、同条例18条の規定により委員長が制止し、又は発言を取り消させることも可能であったが、これらの措置が行われていないのであるから、この説明に個人情報は含まれていなかったと解釈できる。

- 5 本件実施機関は、コロナ禍において傍聴人の人数制限を行い、また、当時の傍聴席は2階にあってバリアフリー化もされていなかった。

本件実施機関は、近隣市町村や沖縄県のような動画配信等の代替手段により誰もが議会を傍聴できる体制を整えていなかったのもあって、本件議会基本条例4条に反し、知る権利を侵害している。

- 6 本件追加処分を踏まえると、本件審査請求にて審査を求める対象として残っているのは、本件委員会の逐語調会議録と録音の電磁的記録である（令和5年10月12日付け今情個審第12号の通知に対する審査請求人の同月24日付け「資料及び主張書面等の提出の求めについて（回答）」）。

第4 本件実施機関の弁明等

- 1 委員会の記録について、本件議会委員会条例25条1項は「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。」と定め、本件議会委員会条例26条は「この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる」と定めている。

よって、本件会議規則124条の規定により休憩中の発言は記載事項に該当しない。

- 2 当日の会議は完全に公開され、審査請求人も傍聴可能な状況に置かれていたのであるから、取り消された発言を公開しなかったことによって審査請求人の知る権利が侵害されているとの主張は当たらない。
- 3 以上より、本件処分に違法不当な点はないのであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。なお、調査審議に先立ち、当審査会委員運天寛樹は、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会規則（令和5年規則第12号）2条4項に基づく当審査会の決議により、その職務の執行から忌避されている。

年月日	経過
-----	----

令和５年５月２６日	今帰仁村長からの諮問書の受理
令和５年６月７日	本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和５年７月２０日	口頭意見陳述、本件実施機関からの説明聴取 及び審議
令和５年９月５日	本件実施機関からの説明聴取、本件陳情書の 見分及び審議
令和５年１０月２３日	今帰仁村長による諮問の取下げ及び本件実施 機関からの諮問書の受理
令和５年１０月２７日	本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和５年１１月１３日	審議
令和５年１１月３０日	本件委員会の録音の電磁的記録の見分、本件 実施機関からの説明聴取及び審議
令和５年１２月２６日	審議

第６ 審査会の判断

１ 理由

（１）答申の対象

本件においては、本件原処分に対する本件審査請求がなされた後に本件追加処分が行われていることから、当審査会は、本件処分によって公開されなかった公文書の存否、公開の要否等について判断することとする。

（２）関係法令等の定め

本件に関係する地方自治法、本件情報公開条例、本件議会基本条例、本件議会委員会条例及び本件会議規則の定めは、別紙「関係法令等の定め」のとおりである。別紙で定義した略称は、本件議会委員会条例１８条１項のものを除き、以下の本文中においても用いるものとする。

（３）認定事実

ア 本件委員長は、次の内容が記載された令和○年○月○日付け委員会招集通知（以下「本件招集通知」という。）により本件公開請求に係る本件委員会を招集した。

（ア）日時 令和○年○月○日（月）議会終了後

（イ）場所 議会議場

（ウ）事件 （１）委員会付託の陳情案件説明について【○○についての陳情書】

（２）その他

イ 本件委員会は、議員控室において、総務文教委員４名及び議会事務

局の職員 2 名（以下、併せて「各出席者」という。）が出席して令和〇年〇月〇日午後 3 時 20 分頃に開かれた。本件委員会が開始してから、各出席者は、本件委員会が休憩中であるとの認識の下で本会議場への移動を開始し、遅くとも同日午後 3 時 30 分頃までに本会議場へ移動した。（以下、本件委員会が開始してから各出席者が本会議場への移動を開始する前までの時間を「本件時間①」という。）

各出席者が本会議場に移動した後、各出席者は、今帰仁村議会総務文教委員会に付託された「〇〇についての陳情書」の件について、関係者 5 名から説明を受けた（以下、本会議場において行われた関係者 5 名からの説明会のことを「本件説明会」という。）。本会議場の傍聴席には、複数の傍聴者がいた。本件説明会の終了後、各出席者は、議員控室に移動した。（以下、各出席者が本会議場への移動を開始してから議員控室に戻る前までの時間を「本件時間②」という。）

その後、本件委員会が休憩から再開しているとの各出席者の認識の下で、本件委員会は、議員控室において、上記付託された事項について陳情審査をし、採決すべきとの決定等をした後に閉じられた。（以下、各出席者が議員控室に戻ってから本件委員会が終了までの時間を「本件時間③」という。）

ウ 本件議会委員会条例 25 条 1 項に基づく記録を作成するため、本件委員会の議事内容は、議会事務局の職員によって記録媒体に録音され、当該録音の電磁的記録は、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に複製されている。

（4）文書の特定

本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件記録及び本件追加開示文書を対象文書として特定して本件処分を行ったものと認められる。

しかし、本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求する公文書の内容」欄には本件委員会で話された全ての議事録と記載され、審査請求人が当審査会に対して本件委員会の逐語調会議録と録音の電磁的記録が本件審査請求において審査を求める対象であると説明していることから、逐語調会議録及び録音の電磁的記録も公開請求の対象として検討する必要がある。

（5）文書の存否

ア 逐語調会議録

本件実施機関は、本件議会委員会条例 25 条 1 項に基づいて議会事務局の職員が今帰仁村議会総務文教委員会の会議の概要等を記載した記録を作成するところ、通常は、当該記録が同委員会の唯一の文書に

よる記録となる旨を説明している。

この説明が不合理であるとはいえないこと及び本件記録とは別に逐語調の会議録が作成されたと認めるに足る事情がないことからすれば、本件委員会の逐語調会議録は存在しないものと認められる。

イ 録音の電磁的記録

当審査会が、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に複製された本件委員会の録音の電磁的記録を見分したところ、次の電磁的記録が存在するものと認められる。

(ア) 本件時間①の一部の録音の電磁的記録（ファイルサイズ 9,904KB、録音時間 7 分 2 秒、以下「本件音声データ①」という。）

(イ) 本件時間②の一部の録音の電磁的記録（ファイルサイズ 177,263KB、録音時間 2 時間 6 分 3 秒、以下「本件音声データ②」という。）

(ウ) 本件時間③の全部の録音の電磁的記録（ファイルサイズ 25,364KB、録音時間 18 分 2 秒、以下「本件音声データ③」といい、本件音声データ①、同②及び同③を併せて「本件各音声データ」という。）

(6) 公文書該当性

本件音声データ①及び同③は、議会事務局の職員が本件記録を作成する基になるものとして本件委員会の進行中の議事内容を録音・複製して作成した電磁的記録であって、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に保存されている。

本件音声データ②は、議会事務局の職員が本件説明会を録音・複製して作成した電磁的記録であり、当審査会が本件音声データ②を見分したところ、本件説明会の大部分が録音されているものと認められる。本件委員長が本件委員会において審査する事件として、本件招集通知に「委員会付託の陳情案件説明について【〇〇についての陳情書】」と記載したこと、本件委員長が本件時間①に各出席者に対して本件説明会における発言内容について注意を促したこと（当審査会が本件音声データ①を見分した結果からこのことが認められる。）、本件招集通知に記載されたとおりに本会議場において本件説明会が実施されたこと及び本件委員会が本件説明会の内容を踏まえて上記（3）イの決定をしたことからすれば、本件音声データ②は、議会事務局の職員が職務上作成し、議会事務局の職員が使用しているパソコン内に保存しているものと認められる。

したがって、本件各音声データは、いずれも「実施機関の職員が職務

上作成し」た「磁気テープその他これに類するもの」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているもの」という本件情報公開条例２条２号の要件に該当することから、公文書であるものと認められる。

なお、本件委員長が本件時間①の終わり頃に本件委員会の休憩を宣告していたものとは認められないが、本件委員長が本件説明会の開始前までに本件委員会の休憩を宣告していたか否かにより、上記判断が左右されるものではない。

(7) 非公開情報該当性

ア 本件情報公開条例７条１号該当性

本件各音声データは、本件情報公開条例７条１号の定める「法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報」には該当しないものと認められる。

イ 本件情報公開条例７条４号該当性

本件各音声データは、議決機関である本件実施機関に関する情報であることから、本件情報公開条例７条４号柱書きの定める「行政の執行に関する情報」には該当しないものと認められる。

ウ 本件情報公開条例７条２号及び３号該当性

本件各音声データは本件記録の基となった録音の電磁的記録であり、当審査会が本件各音声データを見分したところ、本件各音声データには同条２号の定める「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」及び同条３号の定める「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」のいずれにも該当しない情報が記録されている部分があるものと認められる。

エ 小括

したがって、本件各音声データには、本件情報公開条例７条各号の定める非公開情報に該当しない情報が記録されている部分がある。

2 結論

以上のことから、本件各音声データの全部を公開しなかった本件処分は、取り消すべきである。

本件各音声データには本件情報公開条例 7 条 2 号又は 3 号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がないとはいえないことから、当該部分の有無、当該部分を分離することによる同条例 8 条に基づく部分公開の可否等の検討等を速やかに行うべきであると判断した。

3 付言

本件実施機関は、本件議会基本条例前文、2 条 1 項及び 4 条 1 項の規定に基づいて議会の活動に関する情報公開を徹底し、村民に対する説明責任を十分に果たすとともに、本件情報公開条例 1 条並びに 4 条 1 項及び 3 項の規定に基づいて村民の知る権利の保障に努め、必要な文書の作成及び管理をする必要がある。

また、本件実施機関は、本件情報公開条例 16 条 1 項の規定に基づく諮問を自ら行わなければいけないことを理解しておらず、本件審査請求の受付から本件実施機関による諮問までに 1 年以上の期間が経過している。本件実施機関は、審査請求事件の手続を理解し、かつ、手続の大幅な迅速化を図る必要がある。

今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会
会長 南部篤史
委員 仲宗根 朝 洋

(別紙)

関係法令等の定め

1 地方自治法

(1) 130 条

- 1 項 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。
- 2 項 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- 3 項 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

2 本件情報公開条例

(1) 1 条 (目的)

この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、村の保有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、村政に関する情報の積極的な公開を図り、もって村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村政に対する村民の参加を促し、地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な村政の推進に資することを目的とする。

(2) 2 条 (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 号 略

- 2 号 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、磁気テープその他これに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているものをいう。

(3) 4 条 (実施機関の責務)

- 1 項 実施機関は、村民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。
- 2 項 略
- 3 項 実施機関は、第 1 条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(4) 6条（公開請求の手続）

1項 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

1号ないし3号 略

2項 略

(5) 7条（非公開とすることができる公文書）

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

1号 法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人も閲覧することができる情報
イ ないしオ 略

3号 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア ないしウ 略

4号 行政の執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア ないしオ 略

(6) 8条（部分公開）

1項 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。

2 項 公開請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれのないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（7） 9 条（公開請求に対する決定等）

1 項 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 項 略

（8） 16 条（審査会への諮問等）

1 項 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和 5 年条例第 6 号）第 2 条に規定する情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

1 号及び 2 号 略

2 項及び 3 項 略

3 本件議会基本条例

（1） 前文

今帰仁村議会は、二元代表制の下、村民の代表機関として、住民自治及び団体自治の原則に則り、民主主義の発展、村民福祉の向上及び平和社会の実現に向け、村長等の執行機関との持続的な緊張を保持し、独立・対等の立場において、政策決定並びに事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

特に地方分権の時代において、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を自由闊達な討議を通して広く村民に明らかにし、公開することは討論の場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために闊達な議論をとおして、論点・争点を広く村民に公開することにより、公正性と透明性を確保し、この条例に定める議会としての独自の議会運営を実践することにより、村民の負託に応え、信頼されることを決意し、この条例を制定する。

（2） 2 条（議会の活動原則）

1 項 議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを自覚し、公正性・透明性を重視し、情報公開と村民参加を原則とし、村民に開かれた議会を目指して活動する。

2 項ないし 4 項 略

(3) 4 条 (村民参加及び村民との連携)

1 項 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 項 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開する。

4 本件議会委員会条例

(1) 1 条 (常任委員会の設置)

議会に常任委員会を置く。

(2) 2 条 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

1 号 総務文教委員会 6 人 総務課、住民課、福祉・こども課、健康づくり推進課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会及び他の委員会の所管に属しない事項

2 号 略

(3) 15 条 (傍聴の取扱い)

1 項 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 項 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(4) 16 条 (秘密会)

1 項 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 項 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(5) 18 条 (秩序保持に関する措置)

1 項 委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、今帰仁村議会会議規則（昭和 62 年今帰仁村議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 項及び 3 項 略

(6) 22 条 (公述人の発言)

1 項 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければなら

ない。

2 項 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 項 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(7) 24 条の 2

1 項 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 項 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 項 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

(8) 25 条（記録）

1 項 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 項 前項の記録は、議長が保管する。

(9) 26 条（会議規則との関係）

この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

5 本件会議規則

(1) 108 条（許可のない登壇の禁止）

何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(2) 124 条（会議録の記載事項）

会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 号 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 2 号 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 3 号 出席議員及び欠席議員の氏名
- 4 号 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- 5 号 説明のため出席した者の職氏名
- 6 号 議事日程
- 7 号 議長の諸報告
- 8 号 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 9 号 委員会報告書及び少数意見報告書
- 10 号 会議に付した事件
- 11 号 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- 12 号 選挙の経過

13 号 議事の経過

14 号 記名投票における賛否の氏名

15 号 その他議長又は議会において必要と認めた事項

(3) 126 条（会議録に掲載しない事項）

前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

以上